



2026年2月18日

各 位

会社名 D M G 森 精 機 株 式 会 社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 森 雅 彦
(コード番号: 6141 東証プライム)
問合せ先 代表取締役副社長経理財務本部長 小林 弘武
(TEL 03-6758-5900)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分価額等の決定に関するお知らせ

当社は、2026年2月10日（以下「処分決議日」といいます。）開催の取締役会決議に基づく譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）に関し、本日、処分価額等を決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。なお、本自己株式処分の詳細は、2026年2月10日付「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」（以下「処分決議日プレスリリース」といいます。）をご参照ください。

1. 処分の概要

(1) 処 分 価 額	1株につき 3,113 円
(2) 処 分 総 額	5,695,233,500 円

2. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、当社の執行役員、従業員及び当社のグループ会社の従業員（以下「対象役職員」といいます。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給される金銭債権を出資財産として行われるもので、処分価額につきましては、処分決議日プレスリリース「1. 処分の概要」に記載のとおり、既存株主の利益への配慮という観点から、また、恣意性を排除した価額とするため、処分決議日の直前取引日（2026年2月9日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である3,113円と、条件決定日である2026年2月18日の直前取引日（2026年2月17日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である2,953.5円を比較し、高い方の金額である3,113円に決定いたしました。このような自己株式処分の処分価額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であり、対象役職員にとって特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上